

随意契約及び比較見積書省略理由書

事業名：大阪府立青少年海洋センター自動火災報知設備更新工事

大阪府立青少年海洋センターに設置されている自動火災報知設備について、今般、落雷の影響により故障したため、一部更新するものである。

当該設備は、ニッタン株式会社が設置を行っており、本工事の実施に当たっては、当該設備の性能や技術について熟知し、ノウハウを有している同社でなければ、不具合が生じ、事故等につながる恐れがある。また、本工事は設備全体のリニューアルではなく、既存設備の一部を更新する工事であるため、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、発注にあたっては、ニッタン株式会社が本業務を履行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため同社と随意契約により契約締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に該当するため、比較見積書の徴取を省略するものである。